

森林経営管理法に基づく民間事業者の推薦に関する取扱基準を次のように定める。

令和8年7月14日

森林経営管理法に基づく民間事業者の推薦に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、森林経営管理法（平成30年6月1日付け法律第35号。以下「法」という。）、森林経営管理法施行規則（平成30年12月19日付け農林水産省令第78号。以下「規則」という。）及び京都府の森林経営管理法第36条及び第44条に規定する民間事業者の公募及び公表実施要領（令和元年6月11日付け元林第383号。以下「府要領」という。）第5に基づき、本市が京都府知事に対して民間事業者を推薦するに当たり、その判断に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 36条事業者 府内において法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者をいう。
- (2) 適合事業者 法第43条に規定する集約化構想において定められる森林について、経営管理を行うことを希望する民間事業者をいう。
- (3) 森林経営計画 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。

(推薦基準)

第3条 府要領第5第2項の規定に基づき京都府から推薦に必要な情報の提示を受けた民間事業者について、規則第32条第1項の規定による推薦（36条事業者に係る推薦）又は規則第42条第1項の規定による推薦（適合事業者に係る推薦）にあつては、次に該当する場合に、当該民間事業者を京都府知事に推薦することができる。

- (1) 申請年度の初日から起算して過去5年以内に、本市の森林について、森林経営計画の認定を受けた実績を有すること。

附 則

この基準は、令和8年7月14日から施行する。